

マイナポイント第2弾の実施予定について ~総務省 マイナポイントHP抜粋~

令和3年11月19日に「コロナ克服・新時代開拓のための経済施策」が閣議決定されました。「マイナポイント第2弾」の対象となる方は次のとおりです。

- ①マイナンバーカードを新規に取得した方に最大5000円相当のポイント（マイナンバーカードを既に取得した方のうち、現行マイナポイントの未申込者を含みます）
- ②健康保険証としての利用登録を行った方に7500円相当のポイント（既に登録した方、利用申込を行った方を含みます）
- ③公金受取口座の登録を行った方に7500円相当のポイント

詳細については、以下総務省ホームページに掲載されます。

総務省ホームページURL mynumbercard.point.soumu.go.jp

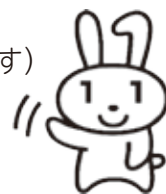
マイナンバーカード日曜日出張申請受付

下記の日程において、マイナンバーカードの出張申請受付を行います。申請に必要な写真は無料で撮影しますので、ご家族そろってお越しください。

	受付日時	受付場所
1月	令和4年1月23日(日) 午後1時から午後4時	ペスタロッツ館 メディアギャラリー
2月	令和4年2月20日(日) 午前9時から午後4時	奥津振興センター ロビー
3月	令和4年3月13日(日) 午前9時から午後4時	中央公民館 ロビー

【ご持参いただくもの】

- ・通知カードもしくは個人番号通知書（令和2年5月25日以降にお生まれの方等）
- ・個人番号カード交付申請書
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ・本人確認書類（15歳未満の方の申請には法定代理人の本人確認書類も必要です）
（例）運転免許証+健康保険証
健康保険証・各種受給者証・母子健康手帳のうち2点
療育手帳もしくは障害者手帳+健康保険証 等



●お詫びとお知らせ● コンビニ交付サービス運用停止期間の変更について

システム変更に伴う作業実施のため、コンビニ交付サービスの運用を停止する旨お知らせしておりましたが、誠に勝手ながら停止期間を変更させていただくことになりました。変更後の停止期間は、以下のとおりです。

急な日程変更によりご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

	運用停止期間
変更前	令和3年12月29日(水) 午前6時30分から令和4年1月30日(日)終日まで
変更後	令和4年4月29日(金) 午前6時30分から令和4年5月31日(火)終日まで

※利用開始は、令和4年6月1日(水)午前6時30分からです。

●対象となる証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書



お問い合わせ先 鏡野町住民税務課 住民窓口係 担当：築山・入木 電話(0868)54-2985